

■障害者総合支援法ってなに？(その1)

しばらくは総合支援法を取り上げていきたいと思います。(もちろん、総合福祉部会のまとめもいずれは最後まで・・と考えています)

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

法案の内容については順次ご紹介するとして、まずは「障害者総合支援法」なる法律がどのような経緯で現在の形になってきたのか、まとめてみましょう。

ご存知のとおり、2009年8月に行われた衆議院解散総選挙において民主党が政権与党となったわけですが、選挙に際して掲げたマニフェストに「障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する」というものがありました。政権交代後に当時の長妻厚生労働大臣が記者会見でも「自立支援法廃止」を発表していません。

しかし、その時点で民主党に障がい者総合福祉法(仮称)の法案が準備されていたわけではなかったため、「障がい者制度改革推進会議」や「総合福祉部会」において、自立支援法廃止後の新法案を議論することになったわけです。(推進会議は2010年1月、総合福祉部会が同年4月に設置)

その後、2011年8月には総合福祉部会から「障害者総合福祉法の骨格提言」が発表され、この提言に基づいて新法案が検討されることとなりました。ただし、総合福祉部会における議論は時間的な制約もあって、必ずしも具体の議論を煮詰める段階にはたどり着かなかった印象があります。そのため、骨格提言の中でも、現実的に法制度を作り上げるための実現性や精密性の検証や、主張の異なる部分のすり合わせが十分とはいえない部分も見受けられました。(実際に、いくつかの分野ではモデルケースを実施した後にあり方を検討する方法が提示されています)

また、事務局である厚労省からは、総合福祉部会での議論に対する「コメント」が2回提示されましたが、いずれも慎重な検討を要する・・という趣旨の回答が大半という状況でした。

そして、骨格提言を引き取った厚生労働省が2012年2月8日に開催された総合福祉部会において総合福祉法に対する考え方を提示したわけですが、それは「ほとんど骨格提言の内容を盛り込んでいない」ものでした。

【厚労省の考え方はこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2012/02/0208-1.html>

※ 「資料2」が厚労省案です

このあたりのところは、まだ途中ですがこのブログでも取り上げていますので、お時間がありましたらご覧ください。

■障害者総合支援法ってなに？(その2)

引き続き総合支援法に関するまとめを。前回は2012年2月8日に開催された総合福祉部会までの経過でしたので、今回はそれ以降の経過をまとめたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

2月8日の総合福祉部会で示された「厚生労働省の案」には厳しい批判が集まったわけですが、このことは政権与党である民主党にも大きな影響を与えました。法律の原案を作成するのは事務方である厚労省の仕事ですが、それを政府案として国会へ提出するのは政府与党(正確には連立与党を構成する民主党と国民新党)の仕事だからです。

そこで、民主党では総合福祉部会開催後も断続的に「厚生労働部門会議・障がい者ワーキングチーム(WT)」(民主党の中で障がい者政策を取りまとめる組織)を開催し、厚労省案の見直しを議論したようです。そして、2月21日にWTを開催して「厚生労働省案に対する意見」を取りまとめました。この中では、自立支援法の名称を変更する方向を明示した(自立支援法から総合支援法へ変更)ほか、法律の理念や目的に関する規定の強化や支給決定、福祉サービスのあり方などに関する検討期間の短縮(厚労省案では5年とされていたものを、概ね3年に短縮)、重度訪問介護の対象者拡大(これは厚労省案にはなかった項目)や障害のある人の意思決定支援に配慮した相談支援などが指摘され、厚生労働省へ提示されています。

ただし、WTとして自立支援法の廃止を求める内容とはなっておらず、この時点で民主党としても自立支援法の改正による対応を承認したことになります。

その後、3月8日に第29回WTが開催され、総合福祉部会の構成員をはじめ、多様な障がい・難病当事者団体や事業者団体、自治体や有識者などに対し、総合支援法(正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます)に関する民主党の考え方などを説明しました。

【その時の資料や議事要録はこちらから】

<http://www.dpj.or.jp/article/100828/%E9%9A%9C%E3%81%8C%E3%81%84%E8%80%85%EF%BC%B7%EF%BC%B4%E3%80%8C%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E7%B7%8F%E5%90%88%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%B3%95%E6%A1%88%E3%80%8D%E3%81%A7%E5%BD%93%E4%BA%8B%E8%80%85%E3%82%89%E3%81%A8%E6%84%8F%E8%A6%8B%E4%BA%A4%E6%8F%9B>

※ ページの中に資料や議事要録があります

そして、3月12日には第4回の障がい者制度改革推進本部(以下、推進本部)を開催(ただし、推進本部のメンバー(首相以下全閣僚)が集まって議論するのではなく、事務局が資料をメンバーへ持っていき了承を求める「持ち回り」と呼ばれる方法で開催)して、総合支援法の方向性を了承、さらに翌13日の閣議で総合支援法を今の国会へ提出することが「閣議決定」されました。国会への提出時期は未定ですが、4月中下旬には提出されるのではないかという観測もあり、今後は議論の場が国会へ移ることになります。

■ 障害者総合支援法ってなに？(その3)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

前回までに、大まかですが政権交代以降の「自立支援法廃止、新法(障害者総合福祉法)制定」という議論(障がい者制度改革推進本部、推進会議、総合福祉部会の議論)がどのような経緯で「障害者総合支援法での対応」(自立支援法の廃止ではなく、改正という結論)に至ったのかをまとめました。

今回は、そのような経緯で提出される(予定の)総合支援法が国会で審議されるとして、これが通る

(可決、成立)ものなのか、それとも通らない(否決、廃案)ものなのか、又村なりに考えてみたいと思います。

これを考えるときに考慮しなければならないのが、現在の国会情勢です。ご存じのとおり、新聞でも「税と社会保障の一体改革」の議論が大きく取り上げられており、この結果次第では解散総選挙という可能性も否定できないのですが、そこまで考慮すると話が進められなくなってしまうので、ここではもう少し基本的な情勢、つまり「与野党の勢力分布」に着目してみます。

となると、これも皆さまご存じのとおり、現在国会の与野党勢力分布はいわゆる「ねじれ」の状態にあります。衆議院では民主党中心の政権与党が多数を占めるものの、参議院では自民・公明を中心とする野党勢力が多数を占めています。衆参で多数党が異なるわけです。

そして、これもわざわざ書くことではないと思いますが、日本における法律成立要件は「衆参で可決する」または「参議院で否決されても、もう一度衆議院で3分の2以上の賛成で可決する」の2通りが基本となります。

【詳しくは内閣法制局のHPからどうぞ】

<http://www.clb.go.jp/law/process.html>

ちなみに、現在民主党を中心とする与党勢力は衆議院で3分の2以上の議席を有していませんから、現在のところ法律成立要件は「衆参で可決する」以外にないといえます。

さて、ここまで押さえた上で、「障害者総合福祉法」と「障害者総合支援法」の成立可能性を、現在の国会情勢を踏まえた上で比較してみましょう。

まず、総合福祉法については【自立支援法を廃止する】ということが大前提となります。これは民主党のマニフェストもそうでしたし、自立支援法違憲訴訟団との和解内容にも明記されています。つまり、仮に総合福祉法案が国会に提出された場合には、必ずセットで「自立支援法の廃止」が示されるわけです。

そうすると、常識的に考えて、廃止のターゲットとなる自立支援法を策定した時の政権与党、つまり自民党・公明党が「はいそうですか」と納得するとは思えません。そうすると、総合福祉法案は仮に国会へ提出したとしても参議院で否決、衆議院での再可決も不可能・ということ、結局法律が通らない(否決、廃案)の可能性が非常に高い案件であるといえるでしょう。もちろん、そうならないように与野党協議をすることになるわけですが、与野党協議で与党が野党に配慮すれば、名称こそ「障害者総合福祉法」にはなるものの、内容は実質的に自立支援法の改正、ということになる可能性も高かったと思われます。ただし、いずれにしても総合福祉法が国会提出されることはなくなりましたので、以上はすべて仮定の話です。

一方、総合支援法については【自立支援法の改正】が大前提となります。これは先ほどとは逆にマニ

フェスト違反、訴訟の和解違反ではないかという批判にさらされることとなりますが、民主党としては「立法技術上の問題で自立支援法の改正となっているが、実質的に自立支援法の廃止に相当する」という考えのようです。

いずれにしても、総合支援法は(法律の名称変更を含む大幅な改正ではありますが)自立支援法の改正なわけですから、自民党・公明党が「はいそうですか」と納得する余地は十分にあります。攻防があるとすれば、法律名称の変更などでしょうか。しかし、多少の攻防や項目の加除修正はあるにしても、自立支援法の廃止に比べれば着地点の模索はさほど難しいことではないと思われます。

つまり、又村的結論としては【解散総選挙などの大きな政変がなければ、障害者総合支援法(自立支援法の改正)案は、この国会で可決・成立する】ということになります。(又村の個人的な推測ですので、間違ってしまったらお許しください…一応、それなりに分析した結果だということをご理解くださいますと幸いです)

では、次回以降は又村的結論を前提に、総合支援法の内容はどのようなものなのか、いつから何が変わりそうなのか…などを取り上げていきたいと思えます。

なお、宣伝になってしまいますが、こちらのブログと並行して全日本手をつなぐ育成会の機関誌「手をつなぐ」でも、この間の制度改革議論に関する連載をスタートしました。

地域の育成会経由でなくても、個人的に「賛助会員」という形でご購読いただくことができますので、興味をお持ちくださいましたら、全日本育成会のHPまでどうぞ。(手をつなぐの連載の方が、1回当たりの情報量と分析が多くなっておりますので、よろしかったら、ぜひ)

【全日本手をつなぐ育成会のHP】

<http://www.ikuseikai-japan.jp/books/books01.html>

■障害者総合支援法ってなに？(その4)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

前回は、この法案を取り巻く政治的な情勢も踏まえて、衆議院解散などがなければ成立する可能性が高いことをお伝えしましたが、それを裏付けるように、既に衆議院で審議入りしている模様です。

【衆議院での審議状況はこちらから】

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

一部推測を含みますが、今週中には衆議院で可決され、来週には参議院へ回付される可能性が高いと思われます。どのような展開となるか、この1～2週間は国会審議に注目が必要でしょう。

さて、そんな障害者総合支援法(以下、総合支援法)ですが、法律のつくりは大変分かりにくいものです。まずは、余計かも知れませんがその辺りを整理してみましよう。

今回取り上げている総合支援法は、ご存知のとおり自立支援法の改正案であり、自立支援法の名称そのものを変更する・・というものです。ただし、「総合支援法」が正式名称ではなく、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称となります。

つまり・・

自立支援法の改正 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 = 障害者総合支援法

ということになります。しかし、自立支援法を改正して総合支援法にすることは、関係する法律を全部手直しすることを意味します。(たとえば社会福祉法、介護保険法・・)そうすると、個々の法律の改正案を1つ1つ国会に提出していたのでは提案法律数がやたらと増えてしまうので、通常は関係する法律の改正をひとまとめにして(一括して)1つの法律にします。

今回の場合、その法律案が「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」というわけです。

つまり・・

自立支援法の改正を含む関係法の一括改正案 = 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

であり、その中の自立支援法の改正が総合支援法である・・という位置関係になります。

ちなみに、4月から全面施行された「つなぎ法」(整備法)は、正式名称が「障がい者制度改革推進本

部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」であり、これは上の図式と同じで自立支援法の改正を含む関係法の一括改正案を指します。そして、ご存知のとおりこの4月から自立支援法の名称が変更されているわけではありませんから、(これはどうでも良いことですが)、実は「つなぎ法」とか「整備法」というのは、自立支援法の改正だけを指す言葉ではないのです。法律のつくりは、本当に分かりにくいですね..もう少し何とかならないものでしょうか..

■障害者総合支援法ってなに？(その5)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

国会での審議状況は、前回からあまり変化ありません。現在のところ、衆議院の厚生労働委員会の裁決までは終了しています。(結果は与野党ほぼ全面賛成で可決)ただ、ご存じのとおり、2閣僚に対する問責決議の影響で国会審議自体がストップしており、衆議院の本会議は開催されていません。当然、総合支援法の採決も行われておらず、当初の想定(ゴールデンウィーク明けには法案成立)は後ろ送りとなりそうです。

ただ、この後ろ送りがクセモノでして、ゴールデンウィーク明けからは、今国会の本丸である「税と社会保障の一体改革」関連法案(子ども子育て新システム法案も含まれる)が審議入りすることになっていて、こちらは総合支援法と違って与野党対決が不可避でしょうから、他の法案もこの対決姿勢に巻き込まれる可能性があります。さらに、東京地裁で無罪判決が出された小沢一郎氏(とそのグループ諸氏)は消費税増税に公然と反対していますから、ことによると与党内での駆け引きが激化してしまうかも知れません。どこまで本当か分かりませんが、「税と社会保障の一体改革」関連法案の成立と引き換えに解散総選挙に突入する..という過激な観測も出ており、展開次第ではどうなるか分かりません。

というわけで、前回までは解散総選挙でもなければ総合支援法成立..と予測していましたし、基本的には今も予想は変わりませんが、この後ろ送りがどう出るか、注目しています。

さて、永田町ウォッチングはこれくらいにして、今回からは総合支援法の具体的な内容に入りたいと思います。ただし、法案は国会での審議の中で手直しされていくものですから、最終的に法案が成立した後に補足する前提で、現時点で分かっている範囲で進めていきます。

【総合支援法の主な特徴】

1 法律名称

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。（児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。）

4 障害者に対する支援

- (1)重度訪問介護の対象拡大（「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする）
- (2)共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- (3)地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等）

5 サービス基盤の計画的整備

- (1)基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- (2)市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- (3)自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- (1)常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- (2)障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- (3)意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

7 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4(1)・(2)については、平成26年4月1日）

これらの特徴について、次回以降は1～2項目ずつ掘り下げていきたいと思います。(法案審議の動きがあれば、それもリアルタイムでお伝えします)

ではまた。

■障害者総合支援法ってなに？(その6)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

まず、国会での審議状況ですが、4月26日に法案が衆議院を通過いたしました。

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_honkai2.htm

※ 4月26日をご覧ください

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_honkai2.htm

日程第二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第三 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

右両案は、議院に諮り、日程第二とともに、日程第三は委員会の審査を省略し、一括して議題とするに決し、これを議題とし、厚生労働委員長池田元久君の審査報告及び趣旨弁明の後、まず日程第二を委員長報告のとおり修正議決し、次に日程第三を全会一致で可決した。

..ということで、「修正案」で衆議院を通過してのですが、大きく目を引く点として

★ 障害程度区分の名称変更と認定の適正化

が挙げられます。特に「障害程度区分の名称変更と認定の適正化」については、

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める
- 知的障害者及び精神障害者(当然、発達障害も含まれます)の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずる

と明記されました。これについては、前回の投稿でまとめた総合支援法の要点に加えて、今後触れていきたいと思います。

さて、今回は内容の第1回目ということで、このテーマを。

1 法律名称

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

又村個人としては、中身さえ良ければ法律の名称は何でもいいのですが(笑)そうはいつでも「名は体を表す」というとおり、法律名称はその法律が目指すところを端的に示すものです。

これまでの「障害者自立支援法」は、障がいのある人の「自立」を支援するための法律・・・という意味あいを持たせてネーミングされていたものです。ここでいう「自立」とは、自力で何でもできるようになる、という趣旨ではなく(そんな人は世の中見回してもいませんね)必要な支援を得ながら自分の意思に基づいてその人なりの暮らしを確立するという趣旨であると考えられています。その意味では「自立」というより「自律」と表した方が良いのかも知れません。ただ、法律名称としては「自立」という単語でないと一般的ではなかったため、障害者自立支援法になったと思われます。

ところが、実際の法律の中身を見ると、ややもすると「身辺自立」であるとか「職業自立」であるとか、「指導」であるとか「訓練」であるとか、ちょっと身構えてしまうような言葉が並んでしまう状況となり、実際の制度運用上も訓練等給付の生活訓練や就労移行支援などが年限を区切った利用になるなど、「自立」の打ち出しが強いものとなっていました。(そのことも、総合福祉部会において改善すべき課題として指摘されました)

そういったことも踏まえて、今回は自立支援法の名称自体を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と変更したのだろうと推測されます。名称だけ変わって実際の運用が何も変わらないとなったら、看板の架け替えを非難されることになるわけですが、現時点では法律名称から「自立」という単語はなくなり、代わって「日常生活及び社会生活を総合的

に支援」という一文になった点を押さえておきたいと思います。

暮らしの中で自分でできることが増えていくことはマイナスではありませんし、働きたいと思っている人が働けるようになることは決して悪いことではないと思います。一方で、できないことを無理にやらされるのは単なる苦痛ですし、準備期間が十分でない状況で就労を求められるのは働く意欲をそぐことにもなりかねません。現実が言葉で書くほど簡単でないことは重々承知していますが、個別の状況に応じた「総合的な支援」が大切なわけです。

そのことが、今回の法律名称変更を表されていることを期待したいと思います。

では、こんな調子で次回以降も続けていきます。

■障害者総合支援法ってなに？(その7)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

法案の審議状況については、ゴールデンウィークだったこともあり、前回と変わりありません。一部観測では5月8日(火)から10日(木)にかけて厚生労働委員会で審議され、その週か翌週(14日からの週)には可決・成立の可能性も取りざたされていますが、何しろ参議院は2大臣(国土交通、防衛)の間責決議を可決していますので、厚生労働分野は直接関係ないとはいえ、国会審議自体がある可能性もあり、当面は国会の動きに注目が必要でしょう。

さて、今回は内容の第2回目ということで、このテーマを。

2 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

現行の障害者自立支援法においても、「法律の目的」は規定されていましたが、今回の総合支援法では、これとは別に「基本理念」が置かれることになりました。(つまり新設されることになりました)ちなみに、「法律の目的」の文言も一部修正されています。少し長いですが、基本理念と法律の目的で修正された部分を確認してみましょう。

(基本理念・全文)

第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

・・例によって法律条文なので長くて分かりにくいのですが、ポイントとしては

- ★ 障がいのある人(子ども)への生活上の支援は、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- ★ その際には、次の各点に資することを趣旨として踏まえる。
 - ・ 全ての国民は、障がいの有無に関わらず基本的人権を有する個人として尊重されるという理念
 - ・ 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
 - ・ 可能な限り身近な地域で社会参加する機会や、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保
 - ・ 生活を営む上でバリアとなるような社会の制度や慣行、考え方などの除去

という感じでしょうか。これでもまだまだ分かりにくいですが。

文章として要約すると、総合支援法における各種の福祉サービスは、障がいのある人(子ども)の地域生活の実現、あるいは障がいの有無に関わらない地域共生の実現、さらには障がいがあることで「生きにくさ」や「暮らしにくさ」を感じさせる「社会の側の問題」の除去、などを目的として総合的かつ計画的に実施されることとなります。

一方、「法律の目的」の文言一部修正は、次のとおりです。

(目的・現行の抜粋)

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり・・(中略)、障害者及び障害児が【自立した】日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い・・(後略)

(目的・改正案の抜粋)

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり・・(中略)、障害者及び障害児が【基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい】日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を【総合的に】行い・・(後略)

ポイントとなる部分は【】で示しました。目を引く部分は、やはり「自立」という言葉がなくなったことでしょうか。総合福祉部会における議論でも、「自立」の考え方に対する意見が多数みられたこともありますし、何より法律名称から「自立」という言葉がなくなるわけですから、その辺りも踏まえての改正なのだろうと思われます。

これらの改正が実体運用にどの程度影響を及ぼすかは不透明ですが、法律の「理念」を新設し、「目的」を修正した点は評価できるのではないのでしょうか。

では、今回はこれくらいに。

■障害者総合支援法ってなに？(その8)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

法案の審議状況については、前回と変わりなし。5月8日(火)から10日(木)にかけて厚生労働委員会で審議され、その週か翌週(14日からの週)には可決・成立の可能性もあったようですが、委員会へ付託(本会議の議決に先だて、審議を委ねること)もされていませので、週明け以降どうなりますことやら・・という状況です。こればかりは国会のことですから、見守るほかはありません。

さて、今回のテーマはこちら。

3 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

ご存知のとおり、現在の自立支援法は身体・知的・精神・発達の4障がい(厳密には、発達障がいも精神障がいに含まれるので3障がい)がある人を対象としており、難病の人は自立支援法を使うことができません。(ただし、難病の人のための福祉サービスはあります)そのため、総合福祉部会の議論においても、制度の狭間をなくすべきである、との指摘が多く見られました。そういった背景もあり、今回の総合支援法では、従来「障がい」のカテゴリとされてこなかった難病の人も制度対象とする方向が示されています。

もちろん、難病の人を制度対象とすること自体は前向きな制度改正といえますし、総合福祉部会での指摘を一定程度は受け止めた対応といえます。ただ、難病の人を対象に加えたことで「制度の狭間」が完全に解消されるわけではないこと、あるいは「難病」といってもどの人が対象になるのかを明確化せざるを得ないわけで、基準が気になるところです。

この基準については、前述のとおり難病の人のための福祉サービス(難病患者等居宅生活支援事業といいます)があり、その中では対象となる人を次のとおり定義しています。

- (1) 日常生活を営むのに支障があり、介護等のサービスの提供を必要とする者
- (2) 難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)【いわゆる特定疾患のこと】および関節リウマチの患者
- (3) 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断されている者

また、総合支援法の規定では次のようになっています。

この法律において「障害者」とは・・・(中略)・・・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。【18歳未満については、児童福祉法で規定】

これらを考え合わせると、総合支援法の対象となる「難病の人」とは上記(1)(2)(3)に該当する人であ

り、そのことを国が政令などで定めるのでは？と予想されます。もしかしたら、対象となるかどうかについて診断書の提出を求める運用となるかも知れません。

せっかく難病の人が制度対象となるわけですから、できるだけ実態に即して対象にできる運用になるよう、働きかけが必要かと思われます。

では、今回はこれくらいに。次回以降も続きます。

■ 障害者総合支援法ってなに？(その9)

引き続き総合支援法に関するまとめをしたいと思います。

【総合支援法の法律案や法案概要などはこちらから】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180.html>

※ ページの中段に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案(平成24年3月13日提出)」というコンテンツがあります

法案の審議状況については、前回と変わりありません。参議院で審議入りするのかどうか・週明けの状況を見守りたいと思います。

さて、今回のテーマはこちら。

4 障害者に対する支援

(1) 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)

今回の総合支援法における福祉サービス本体への影響が見込まれる部分は、この重度訪問介護対象者の拡大と、次回取り上げる予定のグループホームとケアホームの一元化(グループホームへの一元化)になります。

まず、重度訪問介護とはどのようなサービスか、なのですが、国のホームページによると「入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その

他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う」サービスとされています。

つまり、身体介護的なサービス、家事援助的なサービス、外出の付き添い、生活上の相談への対応など、生活全般の支援をトータルに提供するヘルパーサービス、といえます。当然ながら、1回当たりの派遣時間数も長時間にわたります。(10時間を超えるような派遣時間も珍しくありません)

このような重度訪問介護ですが、現在のところ利用対象者は「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」と法律上規定されているため、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人は使えないことになっています。

この部分を、今回の総合支援法では「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」と規定を改正することになっています。したがって「厚生労働省令で定めるもの」がどのような条件になるのかによって結論は変わってくるのですが、少なくとも肢体不自由障がいの人だけに限定したサービスではなくなることは確実です。おそらく、重度の知的・発達・精神障がいのある人も対象になると考えられます。

もちろん、それ自体は前向きに評価できる部分と思いますが、そうなる問題になるのが、現行の「行動援護」サービスとの兼ね合いです。行動面で相当の配慮が必要な人は、行動援護を長時間利用している人もいるわけですが、重度訪問介護が外出の支援もできるとなると、行動援護は必要ないのではないか??という議論も起きる可能性があります。

ただ、行動援護と重度訪問介護では、「事業単価」と「対応するヘルパーの資格要件(専門性要件)」にかなりの差があります。それに対する良し悪しは立ち場によって評価が変わると思われませんが、「事業単価」と「対応するヘルパーの資格要件(専門性要件)」ともに行動援護の方が高い水準になっているのです。(ゆえに、行動援護サービスは全国的にみると「対象であるはずなのに、対応できるヘルパーがいないから使えない」という地域を生み出しています)

今後、実際に制度化するに当たっては、この辺りの整理は不可欠になると考えられます。

では、今回はこれくらいに